

令和 8 年

上尾市教育委員会第 2 回臨時会 議案

議 案 名

- 議案第 33 号 令和 8 年度上尾市教育行政重点施策の策定について----- 1
- 議案第 34 号 上尾市立小・中学校服務規程の一部を改正する規則の
制定について----- 2

議案第 33 号

令和 8 年度上尾市教育行政重点施策の策定について
令和 8 年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり定める。

令和 8 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和 8 年度上尾市教育行政重点施策」のとおり

提案理由

「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて、第 4 期上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、令和 8 年度上尾市教育行政重点施策を定めたいので、この案を提出する。

議案第 34 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 10 項中「第 3 号様式の 3」を「第 3 号様式の 5」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 9 項中「第 3 号様式の 2」を「第 3 号様式の 4」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 職員が、条例第 16 条の 2 に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、第 3 号様式の 2 による子育て部分休暇承認請求書をもって、教育委員会に請求しなければならない。

10 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、第 3 号様式の 3 による子育て部分休暇変更届をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。

- (1) 産前の休業を始めた場合
- (2) 出産した場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第 3 号様式の 2 及び第 3 号様式の 3 を次のように改める。

第3号様式の2 (第10条関係)

子育て部分休暇承認請求書

氏名			
続柄			
生年月日	年	月	日生

校名

職名

年度

氏名

整理番号	承認		請求事由 (承認/取 消)	子育て部分休暇の請求期間						請求月 日	備考		
	決裁者	請求者		月日	月日	月日	月日	時間	時間				
1				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
2				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
3				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
4				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
5				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
6				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
7				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
8				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
9				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	
10				月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	月日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者の続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

第 3 号様式の 3 の次に次の 2 様式を加える

第3号様式の4（第10条関係）

介護 休 暇 簿 (第一面)

氏名		学校名		職名		氏名	
続柄		□同居 □別居					
要介護者に 関する事項		介護が必要となった時期		年 月 日		要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
第1回		第2回		第3回			
申出の期間	校長	通算期間	申出の期間	校長	申出の期間	校長	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで		月 日	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		月 日
備考		備考		備考			
指定期間の申出・指定							
第1回				第2回			
申出の期間	校長	通算期間	申出の期間	校長	申出の期間	校長	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで		月 日	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		月 日
備考		備考		備考			
指定期間の延長・短縮							
第1回				第2回			
延長・短縮後の 末日	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	校長	延長・短縮後の 末日	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 通算期間
(年 月 日から) 年 月 日まで		月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで		(年 月 日から) 年 月 日まで		月 日
備考		備考		備考			

介護休暇の請求・承認										備考	
承認年 月 日	請求年 月 日	承認			休暇の			期間		日・ 時間数	備考
		校長			年 月 日	月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		
・ ・ ・	・ ・ ・				年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	日 時		

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には✓印を記入すること。

介護休暇の取消し等												
受理 年月日	出 届 年月日	受理			年	月	日	時	分	時	日・ 時間数	備 考
		校長										
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	時	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

(裏面)

受理 年月日	届出 年月日	受理			休暇の取		消費し等			備考		
		校長			年月日	日	時間	時間	時間			
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程（以下「新規程」という。）第 10 条第 9 項及び第 10 項の規定は、この規則の施行日以後に受けようとする子育て部分休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 28 号）条例第 16 条の 2 に規定する子育て部分休暇をいう。）について適用する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に使用されているこの規則による改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程の様式による書類は、新規程の様式によるものとみなす。

提案理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出する。